

新潟労働基準協会
 新発田労働基準協会
 (一社)新津労働基準協会 合同開催

「特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務(令第二十条第五号に規定する第一種圧力容器の整備の業務を除く。)特別教育」の学科教育ご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項において、『事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。』と規定しております。

化学設備（労働安全衛生法施行令第15条第1項第5号に掲げる化学設備）のうち、発熱反応が行われる反応器等、異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのある設備（反応器・蒸留器等）を特殊化学設備といたします。

当協会では、特殊化学設備取扱い作業員特別教育に係る学科の特別教育を、下記により開催いたします。労働者の安全の為・違法行為の防止に、貴事業場の該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。（本教育は厚生労働省令で定める教育であり、高圧ガス保安法（経済産業省）や消防法危険物（総務省消防庁）の免状を持っていても代替することはできません。）

なお、実技教育に関しては、法に定める教育を事業所にていただきます。

（本教育は新潟労働基準協会、新発田労働基準協会および新津労働基準協会が合同で開催します。）

記

1 日時・会場

日時	科目	会場
令和8年7月23日(木) 9時～17時	学科	新潟市秋葉区文化会館（一階 練習室1） 新潟市秋葉区新栄町4番23号 TEL 0250-25-3301
令和8年7月24日(金) 9時～16時	学科	

<※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい。>

2 特別教育の内容

学 科 科 目		
I	危険物及び化学反応に関する知識	3時間
II	特殊化学設備、特殊化学設備の配管及び特殊化学設備の付属設備の構造に関する知識	3時間
III	関係法令	1時間
IV	特殊化学設備等の整備及び修理の方法に関する知識	3時間
V	特殊化学設備等の取扱いの方法に関する知識	3時間
実技科目【事業所で実施していただく科目】		
1	特殊化学設備等の取扱い	10時間
2	特殊化学設備等の整備及び修理 ※ 特殊化学設備の整備又は修理の業務のみを行う者については、第一号の科目の教育は、行うことを要しないものとする。	5時間

※ 学科教習後に実技教育を実施し、教育実施記録を3年間保存しておいて下さい。

- 3 定員 30名（定員になり次第締め切ります）
 4 受講料 20,000円（非協会員 23,000円）
 ※ 受講料には、テキスト代を含みます。
 5 申込期限 令和8年7月13日（月）
 6 申込方法 申込書と振込書の写しをFAX又は郵送で送って下さい。受講番号はFAX等でお知らせいたしますので、必ずTEL・FAX番号を記載して下さい。
 受講料は裏面の口座に振込み願います。

- ◇ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店（普）0331019
 ◇ 申込先 〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町 4-18-12 (一社)新津労働基準協会

(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

- 7 当日用意する物 両日：筆記用具、昼食
 8 その他 全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付しますが、交付箇所は、新津協会となります。

受講日 7/23・24

「特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務特別教育」受講申込書

(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名		業種	
所在地	〒	従業員数	
受講番号	氏 名	生年月日	
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年 月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社)新津労働基準協会 会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者：

Ⓜ

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は、3割頂きます。受講者の変更は前日までに連絡下されば、可能です。※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。